

パブリックコメント手続結果

1 案件名

- (1) 門真市第4次障がい者計画（案）
- (2) 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）

2 意見募集期間

令和3年1月8日（金）から同月27日（水）まで

3 実施機関（担当所管課）

- (1) 名称：保健福祉部 障がい福祉課
- (2) 電話番号：06-6902-6054

4 閲覧場所

- (1) 障がい福祉課
- (2) 市情報コーナー（市役所別館1階）
- (3) 市役所本館入口
- (4) 保健福祉センター
- (5) 南部市民センター
- (6) 市民プラザ
- (7) ルミエールホール
- (8) 市民交流会館・中塚荘
- (9) 市立公民館
- (10) 文化会館
- (11) 図書館本館
- (12) 老人福祉センター
- (13) 高齢者ふれあいセンター
- (14) 女性サポートステーション
- (15) こども発達支援センター
- (16) 市ホームページ

5 受付した意見の件数等

10件（*4名の方から意見が出されました。）

6 意見に対する考え方

寄せられた意見に対し、市の考え方は以下の通りです。

門真市第4次障がい者計画（案）及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）に対する意見

課題項目	意見の概要	意見等に対する市の考え方
① 障がい施策について	<p>○幼少期から障がいのある子どもに自力でできる方法を障がいのある子どもと共に周囲や行政等が模索することが将来を考えた場合、障がいのある子どもが大人になった時に困らないと思う。</p> <p>そのためにも年に数度、保健福祉部主催で市内すべての障がいを有する家庭の懇談会を行って意見交換会をするなど企てられてはどうでしょうか？</p>	<p>○障がいのある人同士の交流やコミュニケーションの機会また、情報共有については、重要であると認識しており、まずは、当事者等の団体の活動等を通じて、障がいのある人とのコミュニケーションの機会、情報共有を図ってまいりたいと考えております。</p> <p><u>(P68 障がい児(者)団体活動の支援【新規】(門真市第4次障がい者計画(案))を参照。)</u></p>
	<p>○難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保について、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る国「基本方針」には、⑤障害児支援の提供対応の整備等の中に「難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保」が挙げられていますが、今回の計画案には、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保について具体的な記載がありません。国の基本方針に沿って、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保の取り組みをお願いします。</p>	<p>○障がい児福祉計画の国の成果目標として、「聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制を進める」とされており、それに基づき、大阪府の成果目標としても「大阪府において難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めることとする」とされています。このことから大阪府の動向を注視していきたいと考えております。</p>

	<p>○「今後の障がい福祉政策の推進に関する団体の意見」について、「未就学時や乳幼児に対しては、保護者を含めて「言語としての手話」の獲得が最重要課題。大阪府の施策と連携して、聴覚障がいを持つ新生児とその保護者の手話言語獲得の支援ができる体制の構築を望む」とありますが、このような考え方は、複数ある難聴児教育の考え方のうちの1つで視覚情報を活用する方法です。私たちは、さらに、聴覚活用によって音声言語を育む教育の選択肢も手話教育と同等に容易にアクセスできる体制の構築を望みます。なぜならば、難聴は軽度から重度まで幅広くあり、難聴の程度や補聴器・人工内耳など医療と補聴技術の進歩の恩恵で聴覚活用は本邦においても世界的に見ても現実的かつ広く支持された選択肢となっているからです。これは、日本の難聴児の半数がすでに普通校に在籍しているという事実からも示されています。</p>	<p>○就学前教育・保育施設においては、頂いたご意見も踏まえ、児童の障がいの程度や状況に応じ、適切な配慮と支援に努めてまいります。</p> <p>また、学校においては、聴覚障がいのある児童・生徒に対して、難聴の状況や使用する機器等に応じた配慮・支援を行っております。</p>
	<p>○市独自事業について、他の自治体でもすでに実施されている人工内耳助成事業および補聴器の電池補助事業を望みます。人工内耳は、平成6年の保険適用にも関わらず、装用後のメンテナンスなどに多額なコストがかかっています。補聴器の電池補助事業も同様です。</p>	<p>○人工内耳助成事業および補聴器の電池補助事業については、今後、施策を検討していく際の参考の意見として取り扱いさせていただきます。</p>

	<p>○「障がいのある子に対する支援体制の構築」について、「妊娠届出時に新生児聴覚検査等の重要性を周知し」とあります。確かに、難聴児を発見するために、新生児聴覚スクリーニングは重要であるものの、万能ではありません。それは、新生児スクリーニング実施後に難聴がすすむ進行性の難聴などがあるためです。4ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児の各検診および就学時検診・学校検診のそれぞれの段階で十分な聴覚検査を実施し、難聴児見逃しを長期的に防止する仕組みの構築を望みます。さらに、難聴が見落とされたまま、発達障がいと診断・療育されるケースもありますので、発達障がい児に対する支援に中でも、聴覚に問題がないのか精査できる体制の構築を望みます。</p>	<p>○難聴児の見逃しを長期的に防止する仕組みの構築に、乳幼児期においては、妊娠届出時に新生児聴覚検査等の重要性を周知し、産後2週間の電話相談時や新生児訪問時、また、4か月児健診時に検査結果の把握と未受検の場合は受診勧奨を行い、1歳6か月児・3歳6か月児健診において問診項目の充実を図り、難聴児の早期発見・早期療育をめざします。</p> <p>また、子どもの状態を適切に見極めつつ母子の健康保持をはじめ、母親の育児不安の軽減、疾病や障がいの早期発見や児童虐待防止の観点も含めた切れ目ない支援の実施に努めるとともに、医療機関や適切な療育施設等に繋ぎ、支援を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、上記の内容について本計画（案）の一部を修正いたしました。</p> <p><u>（P76（1）障がいの早期発見・早期対応の推進（門真市第4次障がい者計画（案）を参照。）</u></p> <p><u>（P111 ⑧障がいのある子どもに対する支援体制の整備（門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）を参照）</u></p> <p>また、学齢期においては、毎年行う学校健康診断等において、健康上問題があると認められた児童生徒に対して、必要な保健指導を実施しております。</p> <p>発達障がい児に対しても、支援児童・生徒については、教育相談等により、各校において保護者とも連携しな</p>
--	--	--

		<p>がら定期的なアセスメントを実施しており、今後も、門真市支援教育専門家チームや各関係機関とも連携して、個々の課題を見極め、適切な助言ができるよう努めてまいります。加えて、こども発達支援センターでは、発達障がいのある子どもの発達段階に応じた支援を行う中で、全員に言語聴覚の相談を実施しており、必要に応じて専門医への受診を促すなど、聴覚障がいの早期発見と早期支援に努めてまいります。</p>
②障がい福祉課について	<p>○各種担当（福祉サービス、手当、医療助成等）が1、2年で変わるのは事案によって不安材料になる。 事案を部局内及び所管課全員で情報共有し、素早い対応をお願いしたい。</p>	<p>○障がい福祉課では、担当者が変更になっても、現担当職員に引継ぎをいたしております。今後も課内で情報共有を図り、よりスムーズな対応に努めてまいります。</p>
③地域整備について	<p>○市民の居住地により、交通網及び道路状況が色々あり、中でも歩道車道の識別や段差が感じられ、事あるごとに所管部局課に、早期改善を願っておりますがなかなか難しいのが実情です。せめて、市民から要望している事案に対し、“いつまでに・・・”と期日を定めてもらい、ホームページ等に依頼内容を含めて進捗状況を掲示するようにしてもらいたい。 なので、担当部局課の職員だけでなく、当事者である障がい者本人数十名、その保護者及び専門家を含めた形でワーキンググループでやるべきだと思います。</p>	<p>○道路のバリアフリー化、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保について、誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、新設又は改築を行う場合に道路のバリアフリー化に取り組んでおります。引き続き段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などのバリアフリー化を行ってまいります。 小学校や未就学児施設など関係者との合同点検により通行の安全性の向上を図るとともに、門真市視力支援協会をはじめ市民からのご要望に適宜対応し、道路の改善に努めていることから、ワーキンググループを設立する予定はございません。 なお、本計画の策定にあたっては、</p>

		<p>学識経験者、医療団体を代表する者、福祉団体を代表する者、教育団体を代表する者、関係団体を代表する者、市職員等で行っており、障がいのある方と関わりの深い当事者団体、障がい福祉サービス事業所、委託相談支援事業所等も含まれていることから、実際に利用される障がいのある方々の意見もいただける場であると考えております。</p> <p><u>(P94 道路のバリアフリー化、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保 (門真市第4次障がい者計画(案)) を参照。)</u></p>
--	--	---

<p>④アンケート調査について</p>	<p>○「アンケート調査からみた現状と課題」について、障がい児調査の対象は、「身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保険福祉手帳を保持する18歳未満の方」となっています。しかし、軽度・中等度難聴児は、身体障がい者手帳の給付を受けられません。一方で、これらの軽度・中等度難聴児についても、「難聴児特別補聴器購入助成事業」の対象であること、放課後等デイサービスの利用者であることから、軽度・中等度難聴児に対してもアンケート調査を実施することが妥当であると考えます。特に、「手話言語条例」の内容をご検討される際には、身体障がい者手帳を保持するか否かに関わらず広く難聴者の声も聞いて頂きますよう宜しくお願い致します。聴覚障がいの障がい特性に対する市民の皆様の理解に大きく影響があると思われるためです。</p>	<p>○本計画の策定にあたり、多くの障がいのある児（者）、介護者、事業所、団体等のご意見をいただく目的として障がい手帳を所持する児（者）、介護者、事業所・団体等を対象に実施いたしました。</p> <p>次期計画の策定の際は、より多くのご意見を頂ける方法を検討してまいります。</p> <p>また、「手話言語条例」等について検討していく際の参考意見として取り扱いさせていただきます。</p>
---------------------	---	--

<p>⑤相談支援体制の充実</p>	<p>○門真市保健福祉センター1階にある門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス（委託相談支援事業所）は、南部市民センターでの業務を再開しないのか。</p>	<p>○平成21年から南部市民センター内に設置していましたが、南部在住障がい者相談窓口は平成27年2月27日をもって廃止しております。</p> <p>廃止の理由については、相談窓口の利用者が少なかったためであり、ジェイ・エスを含めた委託相談支援事業所の職員の派遣を再開する予定はございません。</p> <p>委託相談支援事業所では、電話相談や必要に応じて、訪問も行っておりますので、ご利用下さい。</p>
<p>⑥その他</p>	<p>○ペースメーカーを入れた人の障がい等級の見直しをしてほしい。</p> <p>ペースメーカーを入れ、身体障がい者手帳1級を取得したが、再認定後の等級が1級から3級となった。しかし、日常生活への負担は変わっていない。再度1級の等級に戻るよう見直しをして欲しい。</p>	<p>○身体障がい者手帳の障がい等級は、国で定められている認定基準に基づき決定しております。</p> <p>心臓機能障害によりペースメーカーを入れた場合は、一律1級に認定されておりましたが、医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力が改善される方が多い状況から、平成26年に見直しされ、3年以内に再認定を行うこととなりました。再認定の際は、身体活動能力の値をもとに、心臓機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限される方以外は3級又は4級とすることと決定されました。</p>